

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年8月25日

横浜市契約事務受任者  
こども青少年局長 吉川 直友

## 1 契約の概要

- (1) 令和4年度低所得の子育て世帯に対する特別給付金封入・封緘作業等業務委託
- (2) 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る人材派遣
- (3) 令和4年度低所得子育て世帯生活支援特別給付金携帯レンタル
- (4) 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に係る返信用封筒の購入
- (5) 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に係る送付用封筒の購入

## 2 履行(納品)場所

- (1) こども青少年局こども家庭課
- (2) 各区こども家庭支援課及びこども青少年局こども家庭課
- (3) こども青少年局こども家庭課
- (4) 株式会社アイネス及びこども青少年局こども家庭課
- (5) 株式会社アイネス

## 3 契約日

- (1) 令和4年5月25日
- (2) 令和4年6月21日
- (3) 令和4年6月10日
- (4) 令和4年5月20日
- (5) 令和4年5月10日

## 4 履行日又は履行期間

- (1) 令和4年5月25日から令和5年2月28日
- (2) 令和4年6月27日から令和5年3月31日
- (3) 令和4年6月24日から10月31日
- (4) 令和4年6月20日まで
- (5) 令和4年5月25日まで

## 5 契約金額

- (1) 8,173,550 円 (概算契約)
- (2) 28,617,188 円
- (3) 1,391,500 円
- (4) 160,600 円
- (5) 1,108,250 円

## 6 契約の相手方 (名称及び所在)

- (1) 株式会社アイネス  
東京都中央区晴海 3-10-1
- (2) 株式会社スマイルクルー  
横浜市西区平沼 1-13-14
- (3) 株式会社ミナト事務器  
横浜市南区中里 1-9-27
- (4) 有限会社野口印刷  
横浜市南区堀ノ内町 1 丁目 1 番地の 6
- (5) 株式会社金井印刷所  
横浜市金沢区能見台 5 丁目 56 番地 6

## 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を非常に短い期間で実行しなければならず、通常の契約手続きを実施する暇がなく、至急の事務においても適正かつ正確な業務を遂行するために、既に本市で同様の業務実績のある事業者と緊急契約を結ばざるを得なかったため。

## 8 契約の相手方の選定理由

- (1) 株式会社アイネス  
契約相手方は、健康福祉局福祉保健課が所管する「福祉保健システム帳票作成業務委託」の受託事業者であり、児童手当に関する帳票類の作成・発送を經常業務として行っています。給付金支給まで暇がない中、日頃から児童手当受給世帯宛の送付物の封入封緘・発送作業、及び令和 2、3 年度子育て世帯への臨時特別給付金の封入封緘作業にも携わった経験があり、今回の作業においても迅速かつ適切な対応が可能であると判断できる当該事業者を選定しました。
- (2) 株式会社スマイルクルー  
契約相手方は、令和 2、3 年度子育て世帯への臨時特別給付金人材派遣の受託業者であり、本市での給付金関係業務の実績があります。また、給付金の申請開始まで暇がない中、派遣スタッフの配置を至急実施する必要があること及び上記の業務実績等により、迅速な人材派遣が可能なることから、過去に本市での給付金関係業務の実績があり、今回の作業においても迅速かつ適切な対応が可能である唯一の事業者と判断できる当該事業者を選定しました。
- (3) 株式会社ミナト事務器

契約相手方は、新型コロナウイルス感染症の影響による各区の連絡調整用として本市での携帯電話のレンタル実績があります。また、給付金の申請開始まで暇がない中、携帯電話にて局と区の連携を取れる体制を至急構築する必要があること及び、上記の業務実績等により迅速な携帯電話の配備が可能なことから、過去に本市での携帯電話レンタルの実績があり、今回の業務においても迅速かつ適切な対応が可能であると判断できる当該事業者を選定しました。

(4) 有限会社野口印刷

本給付金の支給に向けて準備期間に限りがある中、申請者に送付する返信用封筒を至急確保する必要があります。ついては、令和3年度ひとり親世帯臨時特別給付金の封筒作成を実施し、発注する仕様の封筒作成業務に携わった経験があり、早期に確実に作成可能な事業者を選定しました。

(5) 株式会社金井印刷所

本給付金の支給に向けて準備期間に限りがある中、申請者に送付する送付用封筒を至急確保する必要があります。ついては、令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の封筒作成を実施し、発注する仕様の封筒作成業務に携わった経験があり、早期に確実に作成可能な事業者を選定しました。

9 所管課

こども青少年局こども家庭課